

令和2年4月20日

生徒・保護者の皆様へ

白河実業高等学校長

緊急事態宣言の発令に伴う対応について

県内でも新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるなか、過日政府から緊急事態宣言が発令され全国が感染拡大警戒地域となりました。全国的に外出自粛等を要請する緊急事態措置がなされたことを踏まえ、県教育委員会は県内の高等学校も4月21日から5月6日までの間、臨時休業とすることを決定したところです。

つきましては、下記の休業中における自宅での過ごし方や学習への取組を再確認し、臨時休業の趣旨をよく理解して自律ある行動を心掛けるようにしてください。

また、保護者の皆様にも特段の御協力をいただけますようお願い申し上げます。

記

- 1 緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しません。
臨時休校期間：4月21日（火）～5月 6日（水）
学校再開日：5月 7日（木）
- 2 生活については、不要不急の外出を避け、自宅待機をしつつ規則正しい生活をしてください。
- 3 健康については、毎日の検温確認、咳エチケットや手洗い等感染予防対策を実行してください。体調に異変が生じたら学校に連絡ください。
- 4 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を取り、免疫力を高めるように努めてください。
- 5 「3つの密」が重ならない工夫をしてください。
- 6 学習については、教科書・課題等を持ち帰り、自学自習をしてください。課題は評価されるので、必ず提出してください。
- 7 部活動は行いません。
- 8 アルバイトは、禁止です。
- 9 学校からの情報は、一斉メールとHPにて連絡します。

【連絡先】

学 校：0248-24-1176（対応できる時間 8:15～16:45）

アドレス <https://shirakawa-bh.fcs.ed.jp/>